

U-NEXT for スマートシネマ利用規約

第1条（目的）

株式会社ハイホー（以下「運営元」といいます。）は、運営元がお客様に対し、以下に定める「U-NEXT for スマートシネマ利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、「U-NEXT for スマートシネマ」（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条（本サービスの定義）

お客様は、本規約及び株式会社 U-NEXT（以下「提供元」といいます。）が定める利用規約（以下「提供元規約」といいます。）にご同意の上、「本サービス」に申込みにより、提供元が提供する各種サービス（以下「提供元サービス」といいます。）を以下に定める条件にて利用できるものとします。尚、本サービス及び提供元サービスに関して本規約において定めのない事項に関しては、提供元規約に準じるものとし、提供元規約と本規約の間で齟齬が生じた場合には、本規約の内容が優先するものとします。

■U-NEXT for スマートシネマ月額プラン（見放題）

<サービス内容>

提供元が提供する「月額プラン」と同等とし、具体的には「見放題作品」、「無料ビデオサービス」、「レンタル作品」、「購入作品」、「雑誌読み放題サービス」、「レンタル書籍」、「購入書籍」、「無料書籍サービス」並びに本ポイントの付与（毎月 1,200 ポイント）とする。

<月額利用料>

金 1,990 円（税抜）/月 【税込：2,189 円/月】

<適用される提供元規約>

ユーネクスト利用規約、ユーネクストビデオサービス利用規約、ポイントバックプログラム利用規約、ユーネクスト電子書籍配信サービス利用規約

第3条（本規約の承諾及び利用契約の締結等）

1. お客様は、本規約に同意し、運営元が指定する方法にて、本サービスを申し込むものとし、運営元が承諾した場合に限り、本サービスに関する契約（以下「利用契約」といいます。）が成立するものとします。尚、お客様のうち、運営元と利用契約を締結しているお客様を「契約者」といいます。
2. 本サービスは、契約者に対して、利用契約に相当する提供元サービスの約款・規約等に基づき提供されるものとします。

第4条（本規約の変更）

1. 運営元は以下の場合に、運営元の裁量により本規約を変更することができるものとします。
 - ①本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
 - ②本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして、合理的なものであるとき
2. 前項に基づく本規約の変更にあたり、当該規約の変更を利用者に通知するものとします。
（なお、通知方法は、運営元が運営するWEBサイト上への掲載とし、掲載されたときをもって、通知が完了されたものとみなします。以下、同様とします。）
3. 本条第1項に当てはまらない本規約の変更は、事前に利用者に対して通知を行います。
当該通知後、利用者が本サービスを利用したことをもって、変更後の規約に同意したものとみなし、変更後の規約が効力を生じるものとします。但し、当該通知から起算して30日が経過しても何ら異議を申し立てない利用者也、当該規約の変更に黙示的に同意したものとします。

第5条（料金等）

契約者は、運営元が上記にて定める本サービスの月額利用料等（以下「月額料金」といいます）を、運営元が指定する方法にて、運営元が指定する期日までに支払うものとします。尚、月額料金は、利用契約の成立日の属する月の翌月1日より発生するものとします。

第6条（ポイント）

1. 本サービスのうち、本ポイントの付与は、毎月1日に行われるものとします。但し、契約者が、本サービスの利用を開始する月においてのみ、ギフトコード形式にて第2条で定める各プランに応じた本ポイントの付与が行なわれます。
2. 契約者が、本ポイントの追加購入を希望する場合、提供元より本ポイントを購入するものとします。尚、購入方法を含むポイントに関する事項については、提供元規約に基づくものとします。

第7条（本サービスの解約）

1. 契約者は、運営元又は提供元が指定する方法により、本サービスを解約することができるものとします。
2. 契約者は、前項に定める方法により、各月の末日までに解約手続きが完了した場合、当該月の末日をもって利用契約の解約が成立するものとします。

第8条（解約後の措置）

1. 契約者は、契約者が運営元に対して既に支払った一切の料金等は返還されないことに合意するものとします。

2. 契約者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、運営元に対する一切の債務を、運営元に対し弁済するものとします。

3. 契約者は、利用契約が終了した場合においても、契約者と提供元との間で締結した提供元サービスに関する契約については、当該利用契約に関する解約手続きが完了しない限り、継続することを確認するものとします。

第9条（債権譲渡）

1. 契約者は、契約者が提供元との間で締結する提供元サービス及び本ポイントに関する契約に基づく債権の全部を、提供元が運営元に対して譲渡することに合意するものとします。

2. 前項の債権譲渡は、提供元が契約者に対して当該債権を取得した時点で、その都度行われるものとします。

第10条（契約期間等）

運営元にて、契約者の本サービスに相当する提供元サービスに関する登録が完了した日より、契約者は、本サービスの利用が可能となります。

第11条（本サービスの提供の停止及び解約）

1. 運営元は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に対し事前に通知することなく、契約者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。

- ① 申し込みにあたって虚偽の申告を行ったことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
- ② 本規約の規定に違反すると運営元が判断したとき。
- ③ 仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
- ④ 民事再生手続、破産等の申立てをし、又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
- ⑤ 法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
- ⑥ 第三者に対して迷惑行為を行ったとき、第三者からお客様に対して抗議があったとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
- ⑦ 死亡したとき。
- ⑧ 反社会的勢力の構成員若しくは関係者であると判明したとき。
- ⑨ 民事訴訟及び刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む。）となったとき。
- ⑩ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと運営元が認めたとき。
- ⑪ 運営元の業務の遂行又は運営元の電気通信設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

⑫ 前各号に掲げる事項の他、本サービスの提供を受けることを、運営元が不当と判断したとき。

2. 運営元は、契約者が第9条に基づき運営元が契約者に対して請求する料金を含む一切の料金の支払いを一度でも怠った場合には、契約者に対し事前に通知することなく、利用契約を解約することができるものとします。

第12条（合意管轄）

本規約又は本サービスに関連して訴訟が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第13条（信義誠実の原則）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、契約者及び運営元は、誠意をもって協議し解決を図るものとします。

制定日：2017年9月1日

改定日：2018年9月26日

改定日：2019年12月1日

改定日：2020年12月1日

（2025年4月1日訂正）

運営元

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

株式会社ハイホー

以上